

建設工事施工管理基準・写真管理基準（案）の改定概要

【主な改定点】

建設工事施工管理基準

7. その他

(6) 3次元データによる出来形管理

- ・ 「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」を追記

出来形管理基準

第3編 土木工事共通編

第1章 一般施工

第6節 一般舗装工

1-6-15 路面切削工（面管理の場合）

- ・ 面管理の場合の規定を追加

第7節 地盤改良工

1-7-9 固結工（スラリー攪拌工）（施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工編）による管理の場合）

- ・ 施工履歴データを用いた出来形管理要領による管理の規定を追加

第12節 工場製作工 共通

1-12-1 鋳造費（金属支承工）

- ・ ボスの規定を追加
- ・ 測定項目の補足事項を追加

第14節 法面工 共通

1-14-4 法枠工

- ・ 計測手法について、「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる」を追加

第7編 道路編

第4章 鋼橋上部

第5節 鋼橋架設工

4-5-10 支承工

- ・ 可動支承の移動可能量の規格値を修正

第6章 トンネル（NATM）

第5節 覆工

6-5-3 覆工コンクリート工、6-5-4 側壁コンクリート工

- ・ 計測手法について、「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる」を追加

第14章 道路維持

第3節 舗装工

14-3-5 切削オーバーレイ工（面管理の場合）

- ・ 面管理の場合の規定を追加

第12編 土地改良編

12-26 ほ場整備工事（3次元出来形管理の場合）

- ・ 測定項目に基盤造成を追加

品質管理基準

全体

試験方法

- ・ 舗装調査・試験法便覧の改正による便覧の掲載頁の修正

4 下層路盤、5 上層路盤、7 セメント安定処理路盤、26 路上再生路盤工、
27 路上表層再生工、28 排水性舗装工・透水性舗装工

施工 必須

現場密度の測定

- ・ 試験基準の単位を「個」から「孔」に修正

8 アスファルト舗装

舗設現場 必須

現場密度の測定

- ・ 試験基準の単位を「個」から「孔」に修正

32 工場製作工（鋼橋用鋼材）

材料 必須

- ・ 重複項目を削除

写真管理基準（案）

全体

- ・ フィルムカメラを使用した撮影・整理および提出とする場合の基準（フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案））を別紙に再構成

2. 撮影

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

- ・ 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）」、「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」の規定を追加

2-6 撮影の仕様

- ・ 写真の縦横比の規定を削除

出来形管理写真撮影箇所一覧表

全体

- ・ 「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」他の要領を追加

第3編 土木工事共通編

一般舗装工（3-48～3-58）全体

- ・ 工種ごとに再構成

3-67 固結工

- ・ スラリー攪拌工において、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）」により出来形管理資料を提出する場合、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる規定を追加
- ・ 中層混合処理の基準を新規追加

3-94 法枠工

- ・ 「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（案）」に基づき写真測量を用いた画像を納品する場合、写真管理に代えることができる規定を追加

第12編 土地改良編

12-27 ほ場整備工事（3次元出来形管理の場合）

- ・ 工種に基盤造成を追記